

## 日月会 プレ・フォロ 第19回 議事録

日時 2014.03.29(Sat.)	時間 15:00-16:50	場所 武蔵野美術大学吉祥寺校 3号館1階食堂	記録 更田邦彦
出席者(敬称略)プレ・フォロメンバー (順不同) 小林、吉村、寺田、酒向(会長)、鈴木、棚橋、更田			
陪席:小林(事務局長)			
配布資料 建築学科 50周年記念事業計画書(酒向会長配布)			

議事録	備考
<p><b>1. 酒向会長から50周年に向けての報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記念催事日程：平成26年9月20日に決定</li> <li>・ 内容：図書館・美術館見学、キャンパス模型展示、記念祝賀会</li> <li>・ 7月末に、研究室から催事案内を一斉に郵送する予定なので、再度6月中頃を目途に収集できていない期の連絡網整備をお願いしたい。</li> <li>・ 記念事業の発起人依頼については、ほぼ予定通りの人数から回答があり確保できる見込み。</li> <li>・ 日月会の記念誌（フォーマ・フォロ増刊号）企画の各期の課題収集はあまり収集できない状況にある。多方面に協力要請中。</li> </ul>	<p>その後の総会にて、同様の報告有り。</p>

<p><b>2. 3月25日を締切とした各期連絡網整備の状況説明</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年10月を締切とした収集と今回の収集状況を、プレ・フォロ幹事の更田から行われた。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 今年3/25の締切で新たに収集できた期は、 2、7、17、20、22、34、36 の7期分。</li> <li>2) 昨年10/25の締切時に収集できた期は、 16、21、23、25 の4期分。</li> <li>3) 2010年時に収集した上記以外の期は、 4、18、24、26、27、28、31、32、33、40 の10期分。</li> <li>4) 2010~2014.3で収集できたのは、上記計21期分。 21/47期であり、半数に満たない状況。</li> </ol> </li> </ul>	
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・出席者による現況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 2期小林さん：2期以外の幹事さんへの連絡と収集は、2期の池野さんらと協力してまとめる方針。</li> <li>2) 41期棚橋さん：41～45期の収集については、全く動いていないようである。</li> <li>3) 16期更田：19期については、校友会への情報アップの確認ができしだいまとまる予定とのこと。</li> </ul> </li> <li>・上記報告をもとに下記の件を検討することとなった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 昨年と今回の収集において、全く報告のなかった担当者には、全体担当の更田から直接状況を聞いた方が良いのではないか。</li> <li>2) 41～45期担当の東條さん（42期）に加えて41の棚橋さんにも協力いただき進めてはどうか。</li> </ul> </li> <li>・出席者からの質問と協議内容 <p>質問1) 16期吉村さん：各期のデータは、ゼミごとのデータに仕分けして、プレ・フォロのゼミ担当に配布してもらえるか？</p> <p>協議内容：日月会も校友会とは別にデータを一括管理することにしたので、収集したデータを出身ゼミ項目で検索すれば、ゼミごとのデータをまとめることは可能。</p> <p>しかし、プレ・フォロのゼミ担当者には、メールアドレスまでのデータ（勤務先以外の住所・電話番号を除いたデータ）を渡すのが適当だと思われる。</p> </li> <li>・校友会に名簿整備の更新がどのくらいかかるか酒向さんが確認して更田さんに報告。</li> </ul>	<p>会長と事務局長が次回の執行部会にも諮ることとなった。</p>
<p><b>3. その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直後の平成25年度日月会総会において、プレ・フォロに関する会則が、下記の通り改訂されることになった。 (改訂案が協議の上承認された)</li> </ul> <p>第六章 プレ・フォロ</p> <p>第15条（プレ・フォロ）</p> <p>本会には会長が認定する、執行部会から独立して会員の意見を uptake 協議する場として、プレ・フォロを設置する。プレ・フォロの設置については規則において定める。</p>	<p>改定会則は平成26年4月1日施行される。</p> <p>規則改訂内容は、同じく平成26年4月1日施行される規則参照。</p>
<p>以上</p>	